

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-164
許認可等の種類	認定事業者の地位の承継の承認			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第129条の7			
許認可等の概要	認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る権原を取得した者が地位を承継する場合の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、具体の期間の設定が困難なため)			
期間の制定根拠	—			